

平成 21 年 12 月 24 日

関係各位

東京検疫所食品監視課長

品目登録申請手続き中の食品等の届出について

輸入食品監視指導業務の推進については、従来より種々、ご理解とご協力をいただいているところです。

さて、当所に提出された品目登録要請書については、順次、審査を行っているところですが、品目登録の申請手続きが完了していない食品等については、記 1 のとおり取り扱うこととしましたので、記 2 の事項にご留意願います。

なお、品目登録の手続きが完了しているものは、必ず、食品等輸入届出の登録番号 2 の欄に登録番号を入力（記載）願います。

記

1. 品目登録申請手続き中の食品等の届出について

品目登録の申請は、食品衛生法第 27 条に基づく輸入届出事項の一部を予め提出したものと解されることから、輸入届出に際し、当該申請がなされたことが特定できる情報の提出があった場合には、申請手続き中の提出資料を食品等輸入届出の届出及び添付資料の一部として審査することとします。

2. 留意事項

- ・品目登録の申請時に、要請書の提出年月日及び提出時に発給される通し番号を控えてください。

また、輸入実績のない食品等（届出時に初回輸入となるもの）の場合は、品目登録要請書及びその添付書類の写しを保管してください。

- ・申請手続き中の食品等を届出する場合には、提出年月日、申請先の検疫所名、申請先の検疫所が発給した通し番号及び輸入実績の有無（初回又は継続）を届出の備考欄に記載願います。

また、初回輸入の場合には、届出控えに提出した品目登録要請書の添付書類を添えて、提出願います。

記載例：APPLY091224TOKYO1234 SYOKAI (or KEIZOKU)

- ・申請手続き中の食品等であって、法への適合性等の確認が出来ず保留となっているものは、品目登録の保留解除の手続きを願います。